

# 最後の潜入伴天連「ローマの使節」 シドナ神父の殉教事情

内山善一

緒

次に本誌第十、十一合併号に於いて、宮崎道生氏により「シドナ神父潜入の事情」が、新発見の白石自筆本「長崎注進遷馬人事」により、従来  
の神父調書写本「遷馬人歎状」に見られない、嶋津家より長崎奉行書への第一報を始の未発表の貴重な文書等により、明かにされた事は喜ばしい事で、遷馬人歎状になくて西洋紀聞等に見える記事の資料の出所が明かになったこと、例えば、上陸の際神父が着ていた和服に四ツ目紋所があったという紀聞の記事とか、又長崎奉行所での取調べに際し神父の所持品が入れられてありた大袋が櫃の中から取出された、と云う蘭人フアレんティンの記事等が、九月十七日附及九月廿七日附文書、

上衣日本仕立もめん袷染あざざこほん嶋ニテ茶色紋所四ツ目」及び所持品にのいて「右品々ハ則如本大袋二入之種二入云々」とあるのとよく一致する。

更に神父所持品の見取図に就いては他の写本類のものに比べ最も正確に近いものと考えられ、白石自身の加筆註記とともに最も貴重なもので、筆者は、かつてシドナ神父唯一の遺品としてその所持と伝えられるサンタマリアの図柄が、外国側文書特に最古の記録として神父の航海記を言いたアウタヌチノ・テ・コドリツドの一七一年刊の著述で、翌年ローマで伊訳され現在カサテンセ文庫に所蔵されるものの写により、悲しみの聖母画であった事を証し、更に遷馬人歎状諸写本に見ら

此る見取図の多くが向うて左斜に傾く尼僧の図で、「悲しみの聖母」の構図中に多く見られる姿勢であり、殊にシドク神父とほぼ同時代のカルロ・ドルナの俗に親指聖母と稱せられるもの（即ち胸の前で台せられた衣から左手の親指をのぞかせ、じ

るに至つた事は、実に白石自筆本発見がもたらした最大の收穫の一として感激に堪えぬ所である。しかも今年（シドク神父歴久島上陸の宝永五年（一七〇八年）以来、二百五十年に当るのも奇しき因縁である。

つと袖口をおさえて涙をこらえている姿を特徴とするもの）に酷似している事に判つたのであるが、多くの写本類の示す図は同様の姿勢を示し乍ら肝賢の親指の描写が異り、全部の指を示すものや或は全く一本も指を隠せぬもの等種々あり、「長崎注進邏馬人争」中に白石自身の手によつて写生されたものは、明かに親指一本を描き現しており且の詳細な加筆注記によりその親指から表情、衣の色彩まで明記され、其が全く東京国立博物館保管の「マドンナ図」（第六九八号——親指聖母図）と一致する事が確かめられ、己に同画が長崎奉行所宗門庫の収容品であつた点やドルナ真筆と見られ得る特徴の強い点及び伝来の年代についての推定の点等から、シドク遺物として認められつゝあつたのが一層強められ、最後のきめ手として見られ

シドク神父末朝は新井白石との会見に於いて、單に最後の潜入伴天連の百捕禁固と云うだけに止らぬ、近世日本史上に重要な意義を殊すに至つた事は、史家の等しく認める所である。併し其等の諸項についての考察はしばらくを置き、ここでは神父最後の事情について考察してみたいと思ふ。即ち神父殉教の事は全く国内史料と其を伝える一、二の外国記録によつて僅かに記し残され、未だ羅馬の教会に於いても正式に殉教聖者の稱号がおくられていない程かくれた殉教であり、江戸文化史上の謎と言われる切支丹屋敷の史跡とともに、ひそやかな事実とあり伝説的なヨハン・稜の名を語り伝えられているに過ぎない。

併しあいまいな伝説的なものを除いて、僅少なから、信憑し得る資料について闡明し得る限りの

神父最後の眞相をたゞつて見たい。

一

神父の死を「聖者」<sup>サンクトス</sup>と認められるに足る殉教死

と断じ得るか否かに就いて、牢死と見る人々は、牢死は直接の刑死でないから厳密な意味で殉教と云えないではないかとの意見の人もあるようであるが、牢死だから殉教と云えぬことは一概に云えないと思う。所謂未決囚の様に、判然たる宣告を受けずに召捕られたまゝこの場合は別として、明かに断罪宣告され最終刑として禁固されその刑苦で死去した事が明かであれば、その死は決して處刑と無関係の死とは云えない筈と考える。現に日本殉教者表中、神父ヨハネス（P. Giovanni a. S. D. *vicarius*, O. P.）は元和三年二月四日（一六一九年三月十九日）大村で牢死し（祝日六月十日）、アンズロシオ修士（*Antoniaco Fausanolo*, S. J.）は元和五年十二月三日（一六二〇年一月七日）大村で牢死（祝日九月十日）したが、この二人は共に裾着（ベアトス）として教会で崇敬されている実例としてあげられ

得ると思う。（カトリック大辞典I巻八三六頁）さて、シドナ神父の場合を考えると、オニに明かに存教活動による断罪宣告が正式に行われて居り、最終刑として「詰牢」に移されている。オニに最後迄信仰を貫き宣言し且つ同伴をばはました事が明である。

以下これを立証したいと思うのであるが、其の前にその断罪宣告に至る判決理由について顧みてよいであろう。

二

先ず切支丹屋敷での白石の訊向は宝永六年十一月廿二日以降四回にわたり、最後は十二月四日へ陽曆一七一〇年一月であるが、白石は第二回目の訊向の直後羅馬人所置献儀を上書し、上中下三様の所置を起案して居り、結局、中策が採られる事になりシドナ神父の身柄は終身幽囚の事に決し十二月廿九日に申渡しをしたのであるが、先ずシドナの方からの申立記録から述べるなら、十二月四日付、物語仕らば候趣」として東北大学所蔵西

洋紀聞写本の巻首に收められた一文は、実にシド  
テ神父の末朝の使命を申述べたものにして公式に  
受取られたものと考えてよいであろう。

ロウマン

ホンテヘキスマキシムスアルハアヌヌ座下<sup>①</sup>

サチエルドスヨハンバッテスタシロウテ

某、日本へ渡来候事は、忒がしより我法此国  
に行われ候事年久しく候所にタイカウサメの代  
へ太閤様ご申す事か、かの国の書に此事をしる  
したり。法禁をたてられ候より此かた我法の師  
徒誅戮をまぬかるものなし、我法のなにもふたが  
りて、東土に行われざる事数十年、前の本師ウ  
ンテイシムス<sup>②</sup>（インノセント二世を指す）在世  
のうち此事をふかく歎き候ひしかば其志むなし  
くして十年前に死し候き、今の本師アルバアヌ  
ヌ（クレメント十一世を指す）又前師の座を補  
し候ひしより其志をつぎ、ふかく此事を歎き其  
座下を集め識しけるは、忒がし支那の国、我法  
をまびしく禁ぜられ候へども、我法の邪ならざる  
事、すでに分明になり候後其禁を除かれ候、

近く暹羅<sup>シム</sup>にても十八年前護人の説によりて、  
まびしく我法を禁下といへども程なく護人の説  
実ならざる事あらはれて、今は我法行われ候事  
もこのごとし。しかれば日本の御所様<sup>ごしやま</sup>にも我法  
の邪ならざるよしを甲披き、国禁をゆるさざら  
れ候はんまにかさねてカル（シ）ナル等の信使  
を奉りてなかなか兩國の好を結び、我法のふた  
たひ東土に行われむことをこの事、支那の例の  
ごとくなるべき願この旨に象議一定してまづ景  
初の使を遣はれて象議また一同の上某を遣出さ  
れ候が、これよりして日本風俗を習い日本の言  
語を学び候事六年の後、六拾餘歳の母、並もた  
る兄弟をうちすて萬里の風波をしのぎ御国に来  
り候事いかにも仕り本師の使命を御懸に達し候  
はんたの力みに御座候、某はじめ使命を受け候  
日より志を決し候所三事にすす候、オ一は本  
師の本意のごとく我宗の邪法ならざる旨を啗食  
ひられ、我法東土に行われ候事ものごとく  
に候はむなみの幸かこれに過べく候はむや、オ  
二には今迄のごとく国法にまかせられ、いかな

通詞 今村源右衛門

早川平次郎

加福喜七(郎)

新井勘解由

る刑戮に行はれ候はむにも、法のたの師力たの  
、はじめよりすておきし身命、惜む所も候はず  
、但し人の国を侵しうはひ候凶賊の間使なご  
御沙汰候て刑戮にあひ候はん事遠恨なしとは申  
難く候へどもすでに御国へ身を寄て候上は骨肉  
身体はいかようにも御沙汰に任と候事勿論の御  
事か、オ三はすみやかに本国に返し返され候は  
ん事本師の使命をも通じ得ず、我身の本意をも  
達し得ず、むなしく露帰候はむには本国の人に  
対し面目をうしない、いきがいもなき事に候べ  
し、但しそれとても我法行はるべからざる時の  
不幸にあひ候事、これ又恨む所もあるべからず  
候か、某、御国へ志候旨趣、此三事の外はこれ  
なくか、しかるに今月今日は本国にての新年の  
初日にて祝い候日に候に各より此御たづねにあ  
い候事、よめては志のほごを申述候事と存候て  
祝着の至に候

十二月四日

石横田備中守、柳沢八郎石衛門同座にて物語

仕らざ候趣

越えて十二月六日には横田備中守から書付て、  
シド子に對して全く家内吟味には関係のない西政  
雜事についての質問があり、翌日「異国人日本へ  
渡り候趣意及び籠屋の夜番人少々に仰付られ候様  
この異人申儀」について聴取した通りを書き出す  
様にこの命により、通詞より左の様に書き出して  
いる。

異国人口書左之通相認差上

一 私儀日本へ渡海仕候義者ロウマの切支丹の惣  
司ホンテヘキスマキシムスと申者相談の上日  
本へ渡り切支丹家内ノ法を勤申候様にと申付  
故渡海仕候、曾而以国を望まは見分仕候心底  
にて者、無御座候

一日本にて切支丹家内御制禁之義成程因元にお  
及て存知罷在渡海仕候上は如何様の御仕置被

御行候共、又ハ御帰し被成候共御下知次才可  
仕覚悟にて渡海仕り候、若又宗内御用ひ御座  
候得者、本望至極に奉存候

一寒氣の節に御座候得は、夜に入別而寒申候に  
付大勢の御番衆御難儀可有御座候向、晝之向  
は如何様に御座候共、夜之向は人寸くなに御  
番御勤被成候様仕度奉存候、若又御氣遣に被  
思召候は、くさりを以成共御つなぎ可被召  
置候、私事少も不苦御座候、

右之趣御詮議之節異国人申上候に付、私共承  
候通書付差上申候、以上

丑十二月七日 今村源右衛門 印判

加福喜七郎 同  
品川兵次郎 同

シドナ神父の牢番への同情は才一回の訊向日か  
らの事で、奉行所の役人にも白石にも好印象を与  
えてゐる。横田備中守からの雑事質問に對する解  
答は十二月十日に「一、異人にたゞして」書付を  
もつて差出している。

### 三

いよいよ十二月廿九日になりて横田備中守、柳  
沢ハ郎衛門出座して申渡が有り、其の本文は不明  
であるが、シドナ神父を切支丹牢屋敷の牢中に  
終身禁固する意味のものであると思われる。其に對して  
神父は「承知仕候」由を申し且つ

日本へ渡候も切支丹宗門勤申たの計にて候、外  
の意趣にては曾て無御座無候、之、ロウマ宗門  
の惣司より申付候事尙御座無候、疑敷被思召  
候は、日本人の内歴々の御方御兩人ロウマへか  
又は唐迄成共被違御前可被成候、右之通御座候  
上は如何様之御仕置被仰付候共少も違背仕間敷  
候、且又日本の像にて渡海仕候儀は其国の御法  
度の事に御座候故、日本人の像にまなび申候、  
其故に唐へは唐人の像、東京には東京人の像に  
て參申候、<sup>③</sup>百少も偽り下申上候、然上は右宗旨  
之上にて如何様とも御仕置に被仰付候は、悦び  
申候、若又、少計構候處被仰付、宗門教候義、  
御赦免被成候は、本望至極に奉存之由

を申立て、かつ

ホルトナル・フランスなどより参候類又は日本の故と被思召上候は別て難儀至極奉存候由<sup>④</sup>を申した。そして神父は牢舎へ遣わされたので、「異人申上候通の書付」を差上りたる様にこの事で正副三枚の中口を通詞から呈出した。それは次の通のものであつた。

異國人申口の覺

一 今日被仰付候御書付之趣委細奉承知候、只今迄御いたわりの段は難有奉存候、併切支丹家門の法を教爲し申、命御助被差置候は、嚴重にも難有奉存候、但石家門無御免命計御助被置候儀は差而御礼可申上様も無御座候由申候

以上

五十二月廿九日

今村源右衛門 印

加福喜七郎 印

呂川英次郎 印

即ち神父最終の言上として重視すべきものゝ、これ等の消息はすべて今村源右衛門の日記(一話一言、通航一覽、岩波文庫版西洋紀術附録一四所

收)に記されている處である。神父が「使節」を自稱しつゝも宣教師としての使命を主張し、終身禁固の処置に対しても堂々と、「家門公許なく命計り助け置かれる事はさして有難く思わぬ」と宣言し、宗旨の上にて如何様共御仕置仰付けられるならば悦びである、と言つている事は、「宗教公許か、然らずは死か」の何れか一を賜らんことを乞うたものであるが、奉行所として一旦禁固と決した以上、この言上はそのまゝ聞き置くに止めた。

#### 四

白石は神父についての處置建義に於いて死刑を下策としてオーに排し、その表面の理由として、使節として来た以上布教許可なき向は布教せずと約束したと見て、「後未其言の徴あらむを待たて、宜しく處決すべきもの也」と仰下されたこの理由で、換言すれば、單に入国したと云うのみの咎で直に處刑することは止め、將來果して布教活動に移つたと認められる徴が出たとき始めて所刑と決

すべきだ、ということであるが、右のシドナの答申では勿論公許なき向は布教せずと云う様な約束をした様な気配はない、其のみか終身助命の申渡すら無視したに等しいものである。この応酬では幕府側は一本取られたに等しい結果になった。其でも、たゞ事なかれ主義の方針と切支丹處分を出来るだけ秘密にし以前の様に公然所刑して見せしめにする筈の却つて効果のない事、更に所刑者の消息が国外にもれて再度の潜入者を誘発すること恐れる等のことから、出来る丈積極的な所圖をさけ打捨てをく方針がとられた。白石は處置敵義に、異人之儀萬里之外国人にて殊に此者と同時に本唐へ参り候ものも有之由に候へば、本唐の裁断も可有之候、旁以て此裁断は大切之御事と奉存候と云つて、國際的影響についても考及んでいられるはさすがである。ともかく正徳四年の事が起らなければこのまゝですんだわけである。

## 五

處が正徳四年に思われぬ結果が起つた。シドナが

う教を受けた牢番長助、お春夫婦が自首してきたので、勢い處置せざるを得ないはめに陥り、ついに正徳四年三月一日改めて最後の断罪宣告となつた。その宣告文は左の通である。

正徳四年三月一日付申渡之覺

正徳四年甲午三月朔日小日向屋敷二罷在候異国人ヨハン・エ可申渡旨、大目付横田備中守之左之通書付、老中秋元但馬守相渡之

申渡し覺

異国人 ヨハン

其方事七年以前此國之渡來候時、速かに御国法に行はるべき事に候得共、本國の師より申付候旨を承り候て渡り来り候由を申候に付て、格別の御恩を以、其儘差をかれ候、其節某方申候趣ハ本國の師申付候ハいか様に被仰付候共、御所様の仰に任すべく候由にて候、殘利支丹の教の事は全く不忠不義をすすの候て、上にもぞむき奉り候法にては無之候、何とぞ此旨を申ひらき御ゆるしを蒙り候て其法をひろめ申度存候故にて最初より江戸へ罷越たき由を望候、然るに願



之通り当地之器、越食物衣類等送、御大恩を蒙り候事難有侍候由、遠々申越候所ニ此度いぞかに望み申入有之に付て、クルス等とつけ候事は御国法を背き候儀は申すに及ばず、幸國の卿いかやうとも仰にぞむくまじき由申付候旨共違ひ、御国恩を毛顧みず候段不忠不義之至、其罪重疊に候、唯今迄は本國の師の申付候旨まうけ候由に候得共、自今以後は其方心よりして重罪を犯し候上は、其罪の方がからず候、これによりて、まづ此國におゐて大罪のものぞ沙汰し候法に任せて急度禁獄せしむる旨也（白石全集才四卷ハ一一頁、岩波文庫版・西洋紀聞附録二五）

己に述べた通り、宝永六年十二月廿九日のシド子神父申口において、布教公許が死かいたれか望む旨堂々答申している以上、御国恩を顧みず云々は今更取上げるまでもなく、布教公許を手之ぬ以上何時死を宣せられようか覚悟の上であり、且つ許可なしには布教せぬ等の約束が假にあつたこと想定しても、其は公許請願を幕府が受理するか否かの解答の出ぬ向この意味に解すべきこと、公許

出来ぬと判然決せられ幕府の公許を請求する爲の交渉が己に決裂した以上当然自由行動に出て布教する事になるわけだ、其は必ずしも使節としての師の命にもとるものでも何でもないが、神父が使節であると同時に又宣教師としての業務も命せられて来た者である以上、一方使節としての交渉に当りながら一方においてその成否をまたす継かに布教せしとしたとしても、本師の命に背かず、否むしろ其こそ本師の密命であるべき筈である、こもかく布教の事実の発生は使節としての交渉が己に終つて終身禁固を宣せられた身となつて後の行動なのであるから、白石の所謂「入国したこの咎にけさなく布教の事実あるをまつて刑下」という条件には当然あてはまるが、其が使節としての本師の命に背くとの職責背反にはならない。故にこの意味の宣告は幕府が入国外人は直に死刑にするこの法度を直に行わなかつた事と、今にわかにかに刑することの自己辨解に過ぎぬ事が判る。

要するに宣教師として布教の実績のための所刑で立派に殉教であり、神父自ら要望した「宗門の

故」の御仕置である。

## 六

次に最後が果して刑死と見るに差支があるか否かの向題に移る。

宣告を受ける迄の神父が取扱を緩くされ、獄舎から出て元キアラ・三石工門等ころび伴天連が居た家に移し、召仕を附し與力同心監視の下に無聊の生活をさせられた、二山本秀煌氏の著「江戸切支丹屋敷の史跡」中に記されたが、果して如何であらうか。終生牢居と云うからは次第に多少緩くもなり牢番夫婦に教を説く寸きさえ得られたりともあろうが、ころび伴天連ならぬ彼を牢から出して普通の長屋に移したことは思われない。尤も白石の西洋紀向に記した處では、ころび伴天連等の置かれた家が牢の北に在り、長助お喜の二人はそこに住まざりていた如くにも考えられるが、元録十四年例の山屋敷北辺が軒屋敷として分地され構内も大分どほめられたと考えられ、長屋の形も元の通りでなかつた事は推察される。尚神父が牢

から出されたと云う事は矢田伸雲氏も「江戸から東京へ」オ五巻中に記していられるが、確實な出典は不明である。ともかく宝永六年十二月廿九日申渡の時は神父は牢に返されたところある。其はともかくとして正徳四年三月一日の宣告は最終的のものであり、宝永六年以来入れられていた牢の如きものでない事は直ぐ推察される處である。その牢こそ実に最後の刑科を意味するものでなければならぬ。

ところで長崎実録大成所収千三月御日記にはこの最終宣告の刑科を詰牢と記している。詰牢の語はすでに元録四年に広東のジュアン（白石は黒川寺庵とする）が乾束取消し立上りを申出ついに詰牢に移されたこの事があり、寺庵はそれまで長屋に入れ置かれたのは勿論である。シドナの場合に全く同一の詰牢であつたか不明であるが、恐らく立上り者は口や切支丹とみなさず盜賊火つけの如く見なしで秘かに刑するを常とした。シドナはころびの立上りではなく明かに伴天連としての所刑ではあるが、出来るだけ世上を刺戟する積極的な

所刊ではなく、何となき牢死とする方が好都合である。詰牢がどの様なものであろうと、そこまでの最後は單に牢死又は病死と発表し得るわけである。

併しその詰牢の狀態については、大宰審判の紫芝園謄筆には「圍方数尺僅可容身」とあり、これは蘭人マアレンティンが一七二六年に蘭語誌上に誌した處の「シドナ師は数年江戸で禁固されて居たが、その宗教は続けるように努力し、又彼の所に来る種々の人に洗礼を授けた。ついに其がもれて四く五呎の深さの洞窟中に生理めにされ、そこには小さな窓だけを通じて食物をさし入れるようになったが、彼は遂に自身の汚物とひどい悪臭の中に窒息して死んで逝つた」と云う記事や、又シマルウオアが「日本史」に一七三六年に記したところの、又別の資料により支那での風聞から得たと云う「彼は動くことも出来ない程狭い四圍皆壁の中に入れられ、その責苦の中に餓死をした」と云う事（タシナリ神父著「殉教者シドナティ」による）から想像に難くない。詰牢を云うからには勿論極めて狭い場所を云う感じを受けるが、地

下牢を云う考え方も当然と思われる。

## 七

しかも先年イタリア人宣教師タシナリ神父により、切支丹屋敷遺跡の一部と思われる地点で実際に地下空洞を掘分したこの報告がなされている。即方同師著「殉教者シドナティ」附録資料研究才一五五頁（昭和十六年刊）によると、当時未だ残存した庚申橋（現在では地下鉄工事によつて埋められ操車場下のナード中心のマンホールの所）から台町の方に坂の左側の住宅地内に家屋建築の際穴が発見されたが直ぐ埋められたこの話に基づき、その工事に働いた者から直話をきき「此の下の土地を坊丁（ぢやうぢやう）が見附かり危険なので、石と土で其を塞いだ。處々に大きな穴があり、その其で面白いのは山の横に狭く低くトンネルの様になつて處々広がっている場所があつた云々の事が確められ、それは自然のものではなく人工的のもので、五呎位の広さで高さは人の背であつたこの事であつた。又其の整理工事の事考所で説明した工事長

の言として「四角い井戸の様な穴に深さ十五尺位  
 庭に大きな室があり五、六尺の広さに見え高さは  
 四尺位」この事があはれられている。又、東山襲軍  
 株式会社がかつて個人所有地の一部を購つて一部  
 を整理した時も穴が発見され、文部省から役人も  
 来て検査した事があるとも云われている。すべて  
 発見された穴は屋敷の南部で、一は元稲荷社のあ  
 った處で、又それより更に南に当る穴は、その入  
 口が近年まで残つていた池の傍であつたと言う。  
 タシナリ師自身そのうちの一つの穴を实地踏査す  
 る機会を得たと云い、それは深さ二米程の立穴か  
 ら入り、三方に分れた路により左右の大小二室及  
 び廊下風の地下道をたどると、更につぎ当りとそ  
 の手前の古に其室があり、手前の室を入口で左手  
 にも小室に連るらしい、という事を報じている。  
 詰字についての記録殊にファレンティンの地下塚  
 この記事が想像されるが、現在では埋められてお  
 り自由に踏査出来ぬのは残念である。

—— 神父の最後は刑舌の結果と云えるか——  
 いやいや最後の問題として、その死はこのよう  
 であつたか不明かにされなければならぬ。長崎  
 実録大成は「極寒のみざり凍死」と云い、紫芝園  
 謾筆には「食之以粥不復喫饅頭水糖。預澆泣日。  
 後人惨矣。未幾瘦死。」とあり、且つ同書にはそ  
 の以前には大饑饉数枚、氷糖二三両、白湯二三碗  
 を日に喫えられたが、詰字以来食が制限された事  
 が記されており、「後人惨矣」を神父が泣いたこ  
 うのは悪口であるが、同時に其が神父の自発的  
 な節制や自殺等によるのではなく、全く強制的な  
 減食の結果の死であることが想像される。  
 白石は西洋紀聞にさり気なく病死の如く記して  
 いるが、前述の通り当時の奉行所の発表のまゝに  
 記したに過ぎぬであらうと思われる。又徳川寛紀  
 の懐死と云う如き表現も当らず、白石が西洋紀聞  
 に「かの夫婦のものに戒さづけし罪を乱されど獄  
 中につながらる。こゝに至つて其真情露はれて大音  
 をあはての、しりよははり彼夫婦のもの名をよ

びて其信を固くして死に至るまで志を変すまじき由をすゝむの事日夜に絶えず」とあるのを誤解したものであらう。死に至るまで信仰をつゞけるのみかその同伴の殉教の覚悟をつよめはけましたので、自ら殉教者たる条件に叶う事実がある。

我々はこれらの証をあげて、神父がまだ教会典礼の上でこそ正式に殉教聖者としての崇敬をうけていないが、實際上の史実として神父が立派に殉教者として認めらるべき条件を充し得べきことを信じて疑わぬものである。

註

① *Protector Maximus Algama* in *Element XI* (1700-1721) である。

② 前の師は *Innocent XII* (1691-1700) である。西歐で何世と云うを何代目と思ひ違したため *IX* ウンネシムスの方が *XII* (ツオネシム) より前の著だと考へて、タレメントを十二世、インセントを十一世にあぐンズに呼んでゐる。(西洋紀聞下巻、岩波文庫本七四頁参照)

③ シドナは單に喪装して入国したに過ぎぬが、中

国でリッテ等が唐服を用いたのは朝廷から許された待遇であつたかと思われる。尚、寛永十九年の入国のルビノー一行は支那人に喪装しており、そのオニ隊のペトル、マルケスや岡本三右衛門等は日本人に扮してシドナの様にさかぐきをとり日本服を着て来た。いづれにせよシドナ師の辯解は神父の機智によるもので、深い意味はないと思う。

④ 長崎奉行所で蘭人ドウの通訳での訊問の際、神父は自分はイタリヤ人であるから、西、葡人に就てと思われる禁令に無関係であると大見得を切つた如く蘭人によつて訳されてゐる。併し彼以前にも伊国人司祭殉教者もあり、單に国籍をあげての抗辯は同題にならぬ。むしろ神父は従来宣教師の属したセマス会、フランシスコ会其他と全く無関係で単独の在俗司祭であり、従つて各宣教会が当時西葡兩國の勢力を背景にもつて居たのと同じく異なることを言つたと解すべきで、且つ自分の生国イタリヤは当時の植民競争には全く無関係であること、和蘭の軍艦の植民

地における行動を来航の途中で懇しく実見して  
来たので、神父自ら其等の状況を白石に語りて  
いる所である。かゝる意味で西、葡と無関係の  
神父について和蘭側はたじろいたが、奉行所の  
方はたゞ神父が神父であると云つた丈で所刑に  
争ひかゝるので、案外重視しなかつた。神父が  
仏領を経て仏国船で来た等の事も一応取調べ書  
にのべてあるが、和蘭人も又奉行所でも大して

向懸視してはいなかつたようである。(当時東  
洋における布教保護は西、葡両国よりも仏国(ルイ十四世)の勢力下に移動していたと思われ  
るが、勿論神父が途中まで仏船で来たとか仏国  
で宣教師の渡航に教皇よりの要請で便宜を与え  
る等の事をきいても、和蘭人は別に対抗的な相  
手として重視の要を感じなかつたものと思へる